## 集約施設跡民間活用検討業務委託 特記仕様書

## 1 件 名

集約施設跡民間活用検討業務委託(以下「委託業務」という)

## 2 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日

## 3 業務目的

本業務は、大久保地区公共施設再生事業の実施に伴い、平成31年度末をもって閉館となる機能集約対象施設(屋敷公民館、生涯学習地区センターゆうゆう館、藤崎図書館、あづまこども会館)について、公共施設としての使用完了後、コミュニティの活性化と地域の利便性向上等を目指す新たな拠点への転換を図るために集約対象施設跡の民間による利活用を検討し、想定される事業形態や民間事業者等について基本構想として取りまとめための資料(原案)を検討整理することを目的とするものである。

# 4 委託業務内容

- ① 平成27年度に実施した「機能集約対象施設跡の利活用を考えるワークショップ」で出された意見を元に取りまとめた利活用案の意向確認のために実施する、施設周辺住民を対象とした無作為抽出アンケートに従って、基本構想を取りまとめるための資料(原案)を整理検討する。
- ② 施設跡の利活用に関する実現可能性のある事業形態等を検討する。
- ③ 利活用策の実現可能性に関する民間事業者に対するヒアリングを実施する。
- ④ 事業の採算性等を検討し、施設跡の貸付料、売却額等の想定金額を算出する。
- ⑤ 庁内調整、市民及び議会説明等に係る資料の作成支援を行う。
- ⑥ 民間事業者誘致に向けた事業化に関する方針を検討する。

#### 5 成果品

業務報告書(A4版)
打合せ会議録
協議会議事録
その他参考書類
上記電子データ
30部
一式
一式

※PDF及び報告書中で使用した図、グラフ等、かつ作成ソフトで保存したファイル

6 支払方法 完了払い 請求により30日以内に支払う。

### 7 その他

- (1) 受託者は、契約確定後、担当者と充分協議のうえ、工程表を添えた業務計画書を 提出すること。
- (2) 受託者は、担当者と適宜連絡をとり、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。

- (3) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに担当者と協議し対処すること。
- (4) 受託者は、業務内容について秘密を厳守するとともに、委託者の了解なくして他 に漏らしたり利用したりしないこと。
- (5) この委託仕様書により不明な点は、担当者と協議を行い、その指示を受けること。
- (6) この委託仕様書による成果品の著作権は、本市に属するものとする。本市の承諾なしに公表することを禁ずる。